

みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領

令和4年(2022年)4月20日付け農政第86号 農政部長通知
令和5年(2023年)1月25日付け農政第1155号 農政部長通知
令和5年(2023年)4月13日付け農政第50号 農政部長通知
令和6年(2024年)3月8日付け食政第1393号 農政部長の安全推進監通知
最終改正 令和6年(2024年)4月16日付け食政第121号 農政部長の安全・みどりの農業推進監通知

第1 趣旨

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ465号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。)に基づく事業及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。)に基づく事業に関する事業実施計画の提出又は承認及び変更手続並びに補助金の交付については、推進交付金交付等要綱、緊急対策交付等要綱、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画の提出

1 推進交付金交付等要綱又は緊急対策交付等要綱(以下「各交付等要綱」という。)に基づく事業を実施する事業実施主体は、各交付等要綱で示す事業実施計画書を作成し、市町村長(事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として事業実施主体の事務所の所在地する市町村長とする。また、推進交付金交付等要綱別記3及び緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあっては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金交付等要綱別記8-1及び別記8-2の事業並びに緊急対策交付等要綱別記6-1及び別記6-2の事業を実施する場合にあっては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。)に提出する。なお、複数の総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)の区域を対象とする事業を行う事業実施主体(以下「広域的事業者」という。)は、当該事業実施計画書を主たる総合振興局長等に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出するものとする。

なお、各交付等要綱で定める特認団体として事業実施主体になろうとする者は、各交付等要綱に定める特認団体認定申請書を添付しなければならない。

また、推進交付金交付等要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、推進交付金交付等要綱で示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストを添付しなければならない。

2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画書及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストについて、総合振興局長等に提出するものとする。

なお、自らが事業実施主体となる場合にあっては、各交付等要綱で示す事業実施計画書及び推進交付金交付等要綱に基づく事業を実施する場合は推進交付金交付等要綱で示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストを作成し、1により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等に提出するものとする。

第3 事業実施計画の変更

1 事業を実施する事業実施主体は、提出した事業実施計画について、次の場合にあっては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行い、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施場所の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 成果目標の変更

- (5) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
- ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- 2 総合振興局長等は、1で提出のあった事業実施計画の変更の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

第4 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体の所在する市町村長（事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合も含むものとする。また、推進交付金交付等要綱別記3及び緊急対策交付等要綱別記2の事業を実施する場合にあっては、対象農地の所在する市町村長とし、推進交付金交付等要綱別記8-1及び別記8-2の事業並びに緊急対策交付等要綱別記6-1及び別記6-2の事業を実施する場合にあっては、事業実施拠点の所在する市町村長とする。）又は広域的事業者（以下「補助事業者」という。）が総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあっては、知事に対して申請を行うものとする。

なお、各交付等要綱で定める事業を行う場合は、各交付等要綱別表の経費欄に記載された事業ごとに農政第1号様式を作成すること。

- (1) 事業計画書（農政第8号様式）（整備事業を実施する場合に限る。）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
 - (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - (4) 事業予算書（農政第20号様式）
 - (5) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
 - (6) みどりの食料システム戦略総合対策事業実施計画書（農政第214号様式）
 - (7) 工事雑費内訳明細書（別記第21号様式）（整備事業を実施する場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。）
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体の納税対応状況について、別記第2号様式の納税対応状況申出書の写しを併せて提出するものとし、自らが事業実施主体となる場合にあつては、自らの納税対応状況について納税対応状況申出書を作成し、提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、この要領に定める事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に各交付等要綱別表に定める交付率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者にあつては、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{事業実施主体における消費税等仕入控除税額}$

第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を

交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第3号様式に掲げる指令書及び別記第5-1号様式により行うものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第5-2号様式により補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が第4の2の規定により納税対応状況申出書を提出した事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式によりその金額（実績報告において（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長等）に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長等）に報告しなければならない。
- 4 3の（2）のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認められた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第5-1号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。
- 6 補助事業者が事業実施主体に補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第3号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「知事（総合振興局長等）」とあるのを「市町村長」と読み替えるものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を知事又は総合振興局長等に提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

第8 契約等

- 1 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、各交付等要綱別記様式第12号により契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者が間接補助事業を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、事業実施主体等に対し1及び2に定める条件と同一の条件を付すこととする。
- 4 補助事業者は、整備事業における建設工事又は機械器具の入札が終了したときは、速やかに各交付等要綱に定める入札結果・着手届を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

また、整備事業において複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、契約価格欄下段に括弧書きで当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業

着手前に知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書の第4に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
 - (1) 事業実施主体等の変更
 - (2) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更。なお、区分間の経費の流用はできないものとする。
 - ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
 - (3) 事業の新設又は廃止
 - (4) 整備事業における事業実施場所の変更
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第6-1号様式又は別記第6-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の通知を行うに当たっては、申請書の写しを添えて、あらかじめ、農政部食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては、農政部食の安全・みどりの農業推進監への協議は要しないものとする。

第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第7様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。ただし、第3の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては、農政部食の安全・みどりの農業推進監への協議は要しないものとする。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第8号様式の事業遂行状況報告書及び別記第9号様式の繰越等実施計画書（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を添えて、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第10号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りではない。

第12 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。
 - (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式

一部の取消し	別記第11-3号様式	別記第11-4号様式
--------	------------	------------

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
別記第11-5号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第13 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式又は農政第26号様式（広域的事業者が申請をする場合に限る。）の補助金等概算払申請書に農政第32号様式の収支計画書（申請者が市町村である場合を除く。）及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第12-1号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第12-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第14 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第8号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第15 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第13-1号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第13-2号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第13-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	別記第11-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第16 機械の導入等

- 1 事業実施主体は、機械の導入が完了したときには、別記第14-1号様式の機械導入完了報告書、委託業務が完了したときには、別記第14-2号様式の委託業務完了報告書、整備事業における建設工事が完成したときは、各交付等要綱に定めるしゅん功届に関係書類を添えて、補助事業者に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1による機械導入完了報告書等により機械の導入完了等の報告を受けたときは、完了検査等を行い、1により提出のあった機械導入完了報告書等に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
なお、自らが事業実施主体の場合は、1に定める機械導入完了報告書等及び関係書類を知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2による機械導入完了報告書等を受領したときは、その写しを農政部食の安全・みどりの農業推進監に提出するものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、機械の導入及び委託業務の完了検査を行うときには、検査結果

を別記第15-1号様式の機械導入完了検査調書、別記第15-2号様式の委託業務完了検査調書で明らかにするものとする。

- 5 知事又は総合振興局長等は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年9月14日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成22年3月26日付け管理第1317号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については、別記第15-3号様式の工事完了検査調書で明らかにするものとする。

第17 実績の報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、当該事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日いずれか早い日までに、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、実績報告書には、必要に応じ、支出伝票や領収証書、委託契約書等又は補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

 - (1) 事業実績書（農政第8号様式）（整備事業を実施した場合に限る。）
 - (2) 補助金等精算書（農政第29号様式）
 - (3) 事業精算書（農政第31号様式）
 - (4) みどりの食料システム戦略総合対策事業実績書（農政第214号様式）
 - (5) 工事雑費内訳明細書（別記第21号様式）（整備事業を実施した場合で補助対象経費に工事雑費が含まれる場合に限る。）
- 2 補助事業者は、補助金事業の実施期間内において道の会計年度が終了したときは、1の書類と併せて別記第16号様式の補助事業遂行計画書を添付し、4月10日までに知事又は総合振興局長に提出するものとする。

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、各交付等要綱別表において区分される事業ごとに要した補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第19 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第17-1号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第17-2号様式で補助事業者はその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 各交付等要綱に基づく事業を実施する補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17の1及び2に準じて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、3に基づく実績報告書の提出を受けたときは、第19の1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第20 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受領したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第18号様式の補助金交付状況報告書に第17の補助事業等実績報告書の副本1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第21 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、各交付等要綱に定める財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで整備保存しなければならない。

また、補助事業者及び事業実施主体が市町村長の場合は、補助金事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、各交付等要綱に定める交付金調書を作成しておかなければならない。

- 2 1により整備及び保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電氣的記録により整備及び保管することができる。

第22 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記第19号様式の財産処分承認申請書を知事又は総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 1件当たりの取得価格又は公用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

- 2 間接補助事業における事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、補助事業者は、事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ別記第19号様式の財産処分承認申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

- 3 1及び2の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第6の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があったものとする。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 4 知事又は総合振興局長等は、1及び2の申請について、承認をする場合は別記第20-1号様式、不承認の場合は別記第20-2号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。
- 6 4の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を道に納付することを条件とすることがある。

第23 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
 - (5) 補助事業に関して、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき又は不正な行為をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	額の確定前 別記第11-4号様式 額の確定後 別記第11-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、あらかじめ農政部食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第24 特例措置

- 1 事業の着手（機械等の発注を含む。）については、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、各交付等要綱別記様式第2号の交付決定前着手届にその理由を明記し、あらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出を受けた場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導の上、農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。また、着手後においても本事業が適正に行われるように必要な指導を十分に行うものとする。

第25 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

附則（令和4年（2022年）4月20日付け農政第86号）

- 1 この要領は、令和4年（2022年）4月20日から施行する。

附則（令和5年（2023年）1月25日付け農政第1155号）

- 1 この要領は、令和5年（2023年）1月25日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和5年（2023年）4月13日付け農政第50号）

- 1 この要領は、令和5年（2023年）4月13日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助

金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和6年（2024年）3月8日付け食政第1393号）

- 1 この要領は、令和6年（2024年）3月8日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 2 この要領の施行に伴い地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領（平成30年8月8日付け気候274号環境生活部長通知）は廃止する。
- 3 2の規定により廃止される要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和6年（2024年）4月16日付け食政第121号）

- 1 この要領は、令和6年（2024年）4月22日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。